

「担保品預り証」の取扱いについて

平素は弊金庫をご愛顧いただき厚くお礼申し上げます。

さて、これまで弊金庫では、お客様のご預金を担保とした融資をさせていただく際には、担保に差し入れていただく預金証書等をお預りのうえ、必要に応じて、弊金庫所定の「担保品預り証」を発行し、お渡ししておりました。

この「担保品預り証」は、融資が完済等するまで、お客様のもとで保管していただいておりますが、令和4年8月1日以降、次のとおり取扱いを変更させていただきますので、宜しくお願ひ申し上げます。

○新たにご預金を担保とした融資をさせていただく際には、「担保品預り証」を発行せず、別途弊金庫に差し入れていただく契約書(担保差入証書)の写しを交付させていただきます。

○既に発行し、お渡ししている「担保品預り証」のご返却は、不要とさせていただきます。

※ご預金、不動産、上場企業の株式等以外の担保品をお預りする場合は、「担保品預り証」を発行させていただきます。

なお、御不明な点がございましたら、お手数ですが、お取引店もしくは最寄りの店舗までお問合せ下さい。

城南信用金庫